

尾張旭市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総務部（総務課、災害対策室、行政経営課、財産経営課、検査課、税務課、収納課）

3 監査の期間

令和元年12月25日から令和2年1月29日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課等において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

市税収納代行業務委託施行伺いにおいて、予測金額の積算根拠となる基本料金及び収納手数料の単価が記載されていない。また、市税等の収入業務を業者に委託しているが、事前に会計管理者との協議が行われていない。尾張旭市会計規則第28条では、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、委託する業務の内容、条件、委託手数料等を記載した委託契約書案を添えて市長の決裁を受けなければならないとされている。（収納課）